

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	河川課	整理番号	2 - 324
処分の種類	付帯工事費用原因者負担命令			
根拠法令条例等・条項	河川法第68条第2項			
処分の概要	他の工事等のために必要が生じた河川の付帯工事費用の原因者への負担命令			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難)			
基準の制定根拠	-			